

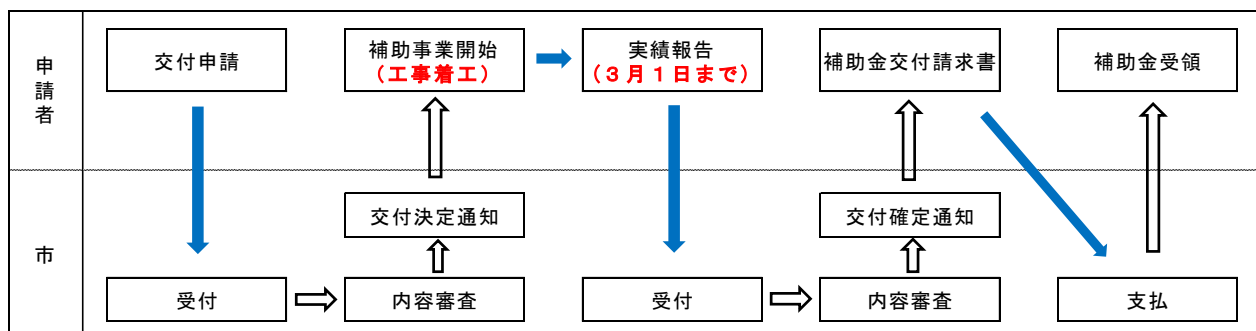


## 令和 8 年度 銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金 申請の手引き

<b>申請開始</b>	<b>令和 8 年 7 月 1 日 (水) ~ 令和 9 年 3 月 1 日 (月)</b> なお、予算額に達した日をもって期限を待たずに申請受付を終了いたします。
<b>実績報告書 提出期限</b>	<b>令和 9 年 3 月 1 日 (月)</b> 補助事業完了後 30 日以内または提出期限日までのいずれか早い日までに「実績報告書」を提出してください。

- ※ 申請前に市ホームページにて予算残額等を必ず確認して下さい。
- ※ 申請は、工事着工前に行ってください。

### 補助金申請手続きの流れ



#### 問合せ先

銚子市企画課 再エネ推進室 TEL 0479-24-8912

## 目 次

1	はじめに	2
2	本補助金の概要	3
	(1) 補助金の名称	
	(2) 補助対象地域	
	(3) 申請期間	
	(4) 補助対象設備・補助金額	
	(5) 補助対象設備・補助対象経費	
3	補助対象者要件	4
4	補助対象設備要件	5
	(1) 各補助事業共通	
	(2) 住宅用太陽光発電システム	
	(3) 定置型蓄電池	
5	処分制限期間について	7
6	交付申請について	8
	(1) 申請受付期間	
	(2) 申請方法	
	(3) 提出書類	
7	実績報告について	10
	(1) 実績報告書提出期限	
	(2) 提出書類	
8	注意事項	11
	(1) 手続きにかかる注意事項	
	(2) 申請者の責務等	
	(3) 提出書類についての注意事項	
9	申請書等記載例	13

## 1 はじめに

銚子市では、令和3（2021）年2月に「ゼロカーボンシティ銚子」を表明し、市民や事業者との官民連携によるオール銚子の体制で2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指しています。このような中、令和8（2026）年2月13日環境省が進める脱炭素先行地域に本市の計画が選定されました。

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなるもので、全国で102提案が選定されています。

民生部門とは、「家庭部門」と「業務その他部門」に大別されます。「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴うCO<sub>2</sub>排出であり、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴うCO<sub>2</sub>排出を指します。なお、自家用車等の利用に伴う排出は、「運輸部門」に分類されます。

この度、本市の脱炭素先行地域計画提案で対象とする地域（以下「補助対象地域」という）において再生可能エネルギー設備の導入による脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを目的として、「銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金」（以下「本補助金」という。）を交付します。

補助金の申請にあたっては、「銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き」（本紙）のほか、関連する以下の資料の確認をお願いいたします。

### <関連資料>

- ・銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙1・先行地域対象事業要件）

## 2 本補助金概要

### (1) 補助金の名称

銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金

### (2) 補助対象地域

川口町、明神町

### (3) 申請期間

令和8年7月1日(水)から令和9年3月1日(月)まで

(予算額に達した日をもって期限を待たずに受付終了いたします。)

※申請前に市ホームページにて予算残額等を必ず確認してください。

※次の場合は、本補助金の対象になりませんのでご注意ください。

- ・本補助金の交付決定前に工事に着工した場合
- ・令和8年5月21日より前に、工事契約を締結した場合

※申請日とは、申請書類が一式揃った日となります。(不足書類があった場合には、受理できない場合があります。)

※複数の申請を行う場合、後ろに次の方が並べられた場合には連続して受付を行っておりません。

### (4) 補助対象設備・補助金額

補助対象設備	補助金額
住宅用太陽光発電システム	補助対象経費の2/3 上限80万円
定置型蓄電池	補助対象経費の2/3 上限160万円

※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額としてください。

### (5) 補助対象設備・補助対象経費

補助対象設備	補助対象経費
住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)、その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付け・配線工事等)
定置型蓄電池	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費及び工事費(据付け・配線工事等)

### 3 補助対象者要件

(各補助事業共通)

補助対象となる方は次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・次に掲げるいずれかの要件に該当すること。
  - ア 実績報告書を提出する日までに川口町または明神町に住所を有し、当該導入地に住民登録を完了していること
  - イ アに該当する者に対し、補助事業をリースモデルにより提供するリース事業者であること
  - ウ アに該当する者に対し、補助事業をオンサイトPPAモデルにより提供するPPA事業者であること
- ・銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ・銚子市に納付すべき市税等を滞納していない方
- ・補助対象設備を設置する住宅の所有者が第三者または共有者がいる場合は、設置の承諾を受けていること
- ・補助対象設備を設置する住宅において、同種設備に対し、過去に申請者または同一世帯の方が、本補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと及び当該補助対象設備の設置に対して、本補助金以外の補助金を受けていないこと
- ・補助対象設備の設置または購入に係る経費を自ら負担し、かつ、当該補助対象設備を所有すること〔所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む）で購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合並びにオンサイトPPAにより導入する場合を含む〕

## 4 補助対象設備要件

### (1) 各補助事業共通

#### 設備要件

1. 中古品でないこと
2. 増設、施設改修、付替等でないこと
3. IP通信を用いる製品を使用する場合は、原則、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品であること（※）  
＜IPA 独立行政法人情報処理推進機構＞適合ラベル取得製品リスト  
<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>
4. オンサイトPPAモデルの場合
  - ア PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が千葉県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の9/10とすることができる）
  - イ サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること
5. リースモデルの場合
  - ア リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること
  - イ リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること
  - ウ リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引または再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること

※別紙理由書に記載の4項目のうち、いずれかの理由により3. に規定する製品の導入ができない場合は、別紙理由書の提出によりJC-STAR★1以上の適合ラベルを取得していない製品の導入を認めます。

## (2) 住宅用太陽光発電システム

### 設備要件

- ・ 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、自らが居住する住宅において電気が消費されるもののうち、以下の全ての要件を満たすものであること
- 1. 商用化され、販売及び導入の実績があるもの
- 2. **発電量を計測する機器を備えること**
- 3. 太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方が **10kW未満のもの**  
(複数のパワーコンディショナを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値)
- 4. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく **固定価格買取制度（FIT 制度）の認定または FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと**
- 5. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること
- 6. 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く）  
＜資源エネルギー庁＞事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fit\\_2017/legal/guideline\\_solar.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf)
- 7. 補助事業により導入する **太陽光発電システムで発電する電力量の 30 %以上を自家消費すること**

### 補助対象設備を導入する住宅の要件

- ・ 川口町または明神町に所在する住宅であって、次に掲げるいずれかの要件に該当すること
- ア 補助対象設備を設置する者が、自らの居住の用に供するために新築する住宅であること
- イ 補助対象設備を設置する者が所有する住宅または第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅であって、当該設置する者が居住する住宅であること
- ウ 自らの居住の用に供するために取得した住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものであること

### (3) 定置型蓄電池

設備要件
<ul style="list-style-type: none"><li>・以下の全ての要件を満たすものであること</li><li>1. 蓄電容量が20kWh以下であり、申請時点において国の補助事業における補助対象機器として<u>一般社団法人環境共創イニシアチブ</u>により登録されているもの 　　&lt;一般社団法人環境共創イニシアチブ&gt;蓄電システム登録済製品一覧 　　<a href="https://zehweb.jp/registration/battery/">https://zehweb.jp/registration/battery/</a></li><li>2. 太陽光発電システムによって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること</li><li>3. 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと</li></ul>
補助対象設備を導入する住宅の要件
<ul style="list-style-type: none"><li>・以下の全ての要件を満たすものであること</li><li>1. 実績報告の日までに住宅用太陽光発電システムが当該住宅に設置されていること 　　(接続する住宅用太陽光発電システムの新設・既設を問いません)</li><li>2. 川口町または明神町に所在する住宅であって、次に掲げるいずれかの要件に該当すること<ul style="list-style-type: none"><li>ア 補助対象設備を設置する者が、自らの居住の用に供するために新築する住宅であること</li><li>イ 補助対象設備を設置する者が所有する住宅または第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅であって、当該設置する者が居住する住宅であること</li><li>ウ 自らの居住の用に供するために取得した住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものであること</li></ul></li></ul>

## 5 処分制限期間について

この補助制度には、処分制限期間があります。

補助金の交付を受けて取得した設備は、市の承認を得た場合を除き、処分制限期間内に譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取壊し、または廃棄することはできません。やむを得ず処分制限期間内に譲渡等を予定している場合は、再エネ推進室までご連絡（TEL 0479-24-8912）ください。

補助対象設備	制限期間
住宅用太陽光発電システム	17年
定置型蓄電池	6年

## 6 交付申請について

### (1) 申請受付期間

**申請期間 令和8年7月1日(水)から令和9年3月1日(月)まで**

### (2) 申請方法

(持参) 銚子市役所3階 企画課再エネ推進室

受付時間 開庁日の午前9時から午後4時30分まで

(土日祝日及び12月29日から1月3日は行っておりません。)

(郵送) 〒288-8601 銚子市若宮町1-1 銚子市役所 企画課再エネ推進室

開庁時間外(開庁日の受付時間以降や閉庁日等)に市役所に届いた申請書類は翌開庁日の取扱いとなります。

なお、申請期限直前や予算残額が少なくなってきた(おおむね予算残額が25%以下)の場合は、市役所再エネ推進室に持参してください。

申請書・実績報告書いずれもメールでの申請は受付けていません。

### (3) 提出書類

#### 【共通】

- ・ 交付申請書(様式第1号)
- ・ 事業計画書(様式第14号)
- ・ 補助事業の実施に係る同意書(住宅の所有者が申請者のみの場合は不要)  
※様式第1号の同意欄に申請者以外の所有者全員の署名
- ・ 契約書または注文書の写し
  - 補助対象機を設置する住所の記載があること
  - 契約者名(申請者名)と契約事業者名の記載があること
- ・ 補助対象設備設置に係る経費の内訳が確認できる見積書・内訳書
  - 申請者の氏名が記載されていること
  - 設置する補助対象設備の記載があること
  - 補助対象経費の内訳が記載されていること(内訳書)
- ・ 補助対象設備の技術仕様(製造者・型式・出力等)が確認できる書類(カタログ・仕様書等)
- ・ 補助対象設備を導入する住宅の位置が確認できる地図
- ・ 補助対象設備の設置予定図面(対象設備の設置場所の記載があること(P12参照))
- ・ 補助対象設備設置予定場所の写真

< I P 通信を用いる製品の場合 >

- ・通信システム構成図
- ・導入予定の設備が JC-STAR★ 1 以上の認証を取得したことが分かる書類  
(JC-STAR 認証マークが付されている製品のカタログや IPA が公表している資料と一致していることが分かる書類等)
- ・理由書 (4 項目のいずれかの理由により、JC-STAR★ 1 以上の適合ラベルを取得していない製品を導入する場合)

< リースモデルまたはオンサイト P P A モデルの場合 >

- ・リース・P P A 事業者が購入する当該補助対象設備の購入及び工事に係る経費が確認できる書類
- ・リース・P P A 契約書の写し
- ・リース・P P A 計算書等  
 補助金相当分をリース料金や P P A 料金から控除されていることが分かること
- ・当該事業を行う事業者の登記事項証明書  
(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し)

**【住宅用太陽光発電システム】**

- ・電力消費量等計画書 (様式第 1 5 号)  
 事業計画書に記載した事業完了予定日の翌月分から記入すること
- ・当該システムの公称最大出力値の合計出力が確認できる書類の写し
- ・発電量を計測する装置の仕様がわかるもの (カタログ等)
- ・発電量及び自家消費量に係る根拠書類 (シミュレーション等)

**【定置型蓄電池】**

< 住宅用太陽光発電システムが既設の場合 >

- ・太陽光発電システムが設置されていることが確認できる書類  
例)  直近の太陽光売電明細の写し  電力受給契約変更申込書  
 接続契約のご案内の写し  特定契約を締結したのご案内の写し  
 住宅全景写真と太陽光発電システムが設置されていることが確認できる写真

## 7 実績報告について

### (1) 実績報告書提出期限

補助対象完了後30日以内または令和9年3月1日(月)までのいずれか早い日までに「銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書」を提出してください。実績報告書提出期限までに提出がない場合は、補助金の交付を受けられません。

### (2) 提出書類

#### 【共通】

- ・ 実績報告書(様式第6号)
- ・ 事業結果報告書(別記様式第16号)
- ・ 補助対象設備の設置又は購入に係る経費の領収及び内訳が確認できる書類の写し(リースモデル及びオンサイトPPAモデルで行う場合を除く)
  - 申請者本人を宛名とした領収書の写しであること
- ・ 補助対象設備が設置されたことが確認できる写真(P12参照)
- ・ 補助対象設備が未使用品であることが確認できるメーカー発行書類いずれかの写し
  - 例)  保証書  納品書  出荷証明書(出荷日・納品日の記載があるもの)
  - 検査成績書(検査日の記載があるもの)
- ・ 交付請求書(様式第9号)
- ・ 交付請求書に記載した口座の内容が分かる書類(通帳の写し等)
  - (銀行名、支店名、口座名義、口座類別、口座番号が確認できること)

#### 【住宅用太陽光発電システム】

- ・ 電力会社が通知または発行する系統連系開始日等が記載されている書類等の写し
  - 契約者名(申請者名)の記載があること
  - 契約住所の記載があること
  - 発電設備について記載があること
  - 発電設備の系統連系開始日の記載があること
  - 例)  系統連系完了のお知らせ  工程照会 など
- ・ 出力対比表の写し

## 【定置型蓄電池】

- ・ 太陽光発電システムが設置されていることが確認できる書類  
例) □ 接続契約のご案内の写し  
□ 住宅全景写真と太陽光発電システムが設置されていることが確認できる写真
- ・ 太陽光発電システムと直接連系することが確認できる書類（単線結線図等）  
□ 申請者名、設置住所の記載があること  
□ 太陽光発電システム、定置型蓄電池、住宅（分電盤）の記載があること

## 8 注意事項

### （１）手続きにかかる注意事項

- ・ 補助対象に間違いがないか十分に確認のうえ申請してください。
- ・ 申請に係る書類および添付書類は、全て申請者本人の名義でお願いいたします。
- ・ 書類審査・現地調査などで交付条件に一致しない場合や虚偽などが発覚した場合は、補助金を受けることが出来なくなります。また、不当に補助金を受けた場合は返還していただきます。
- ・ 申請した内容を変更する場合や申請を取下げの場合は、必要な手続きがありますので、再エネ推進室までご連絡（TEL 0479-24-8912）ください。

### （２）申請者の責務等

- ・ 導入設備の利用状況報告書の提出  
住宅用太陽光発電システムの補助金を活用された方は、補助事業が完了した日の翌月 1 日から 6 か月間における二酸化炭素削減効果等について報告対象期間の最終月の翌月末までに報告してください。

例) 令和 8 年 1 0 月 1 5 日に補助事業が完了した場合

報告対象期間 令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日まで

報告期限 令和 9 年 5 月 3 1 日

#### <提出書類>

- ・ 利用状況報告書（別記様式第 1 0 号）  
（添付書類）
  - ・ 報告期間内の太陽光発電電力量が確認できる書類
  - ・ 報告期間内の自家消費電力量が確認できる書類
- ・ 環境価値の取引の制限  
補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、Jクレジットの登録を行わないでください。

(3) 提出書類についての注意事項

【蓄電池のパッケージ型番、システム構成品の確認について】

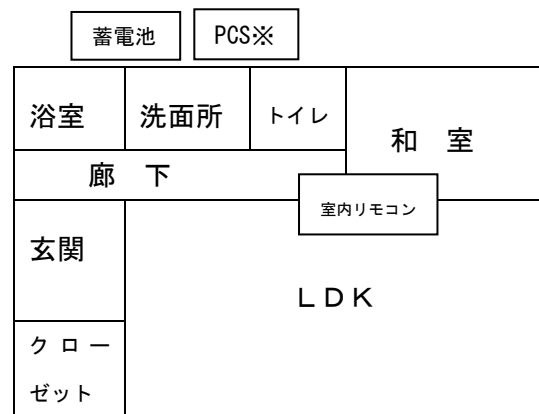
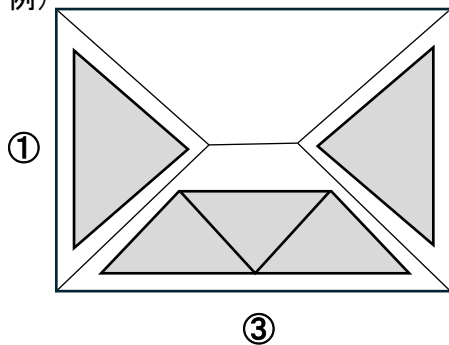
例)	パッケージ型番	構成品	型番
CHO-123PDK		パワーコンディショナ	CHO-123PKD
		蓄電池	CHO-123TD
		リモコン	CHO-123RK

- ・見積書・内訳書には「パッケージ型番」を明記してください。
- ・構成品の型番のみが記載されている場合は、パッケージ型番との整合性が取れないため不可

【補助対象設備設置予定の図面及び写真について】

- ・補助対象設備の設置予定図面について、手書きで作成する場合は、定規を用いて作成してください（**フリーハンドは不可**）
- ・太陽光パネル設置が確認できる図面（写真と比較できるように、設置する屋根面に付番してください）

例)



※PCS…パワーコンディショナ

- ・屋内に設置されている設備の場合は、大まかなレイアウトも記載してください

【補助対象設備が設置されたことが確認できる写真について】

<太陽光発電システム>

- ・対応する屋根がわかるよう、設置図面と設置状況写真に番号を書き込んでください。
- ・一枚の写真におさまらない場合は、複数枚撮影してください。

<定置型蓄電池>

- ・周囲を含む設備全体が写っている写真（正面から難しい場合は複数枚の撮影可）
- ・周りの壁面も確認できる写真
- ・銘板の確認できる写真

〇〇製作所（株）	
システム商品名	家庭用蓄電システム
システム型番	CHO-123PDK
名称	パワーコンディショナ
定格電圧	AC〇〇〇/〇〇〇V

パワーコンディショナ等に付いている銘板の記載内容が確認できるように撮影してください

## 8 申請書等記載例

別記

様式第1号（第8条関係）

銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

銚子市長

様

申請者	住所	〒288-0001 銚子市川口町〇丁目〇〇〇番地の〇〇
	(フリガナ) 氏名	チョウシ イチロウ 銚子 一郎
	電話番号	090-1234-5678 (日中連絡のつく連絡先 携帯など)

補助対象設備がリース契約またはオンサイトPPA契約によるものである場合は、事業者が下記「申請者（事業者）」にご記入の上、事業実施先を上記「申請者」にご記入ください。

申請者 (事業者)	住所	〒 -
	(フリガナ) 名称	
	(フリガナ) 代表者職・氏名	
	電話番号	
	設備導入方法 (契約年数)	<input type="checkbox"/> リース契約 ( 年) <input type="checkbox"/> オンサイトPPA契約 ( 年)

銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金の交付を受けたいので、銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

補助対象設備の種類（該当するものに☑）		補助金交付申請額
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム		<b>2,000,000円</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 定置型蓄電池		
補助対象設備を導入する住宅等の所在地（該当するものに☑）	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ	
	<input type="checkbox"/> 申請者住所と異なる⇒	(住所)
設備を導入する住宅（該当するものに☑）		
<input checked="" type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 新築		
申請者と住宅所有者が異なる（共有名義の場合も含む）場合は、右欄に申請者以外の住宅所有者全員の署名	私は、私の所有する住宅に補助金申請者が銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。 （自署） <b>千葉 太郎</b>	

申請者**以外**の所有者全員の署名をいただいでください

交付申請書の添付書類

設備の種類	交付申請書の添付書類	購入	リース ・ PPA
全ての補助対象 設備	事業計画書（別記様式第14号）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置又は購入に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し 【リース契約の場合】 リース事業者が購入する補助対象設備の購入及び工事に係る経費が確認できる書類並びにリース契約書の写し及びリース料金計算書等 【オンサイトPPAの場合】 PPA事業者が購入する補助対象設備の購入及び工事に係る経費が確認できる書類並びにPPA契約書の写し及びPPA料金計算書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ、仕様書等）の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備を導入する住宅の位置が確認できる地図	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置予定図面	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置工事着工前の状況が確認できる写真	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【IP通信を用いる製品の場合】 通信システム構成図及び、導入予定の設備がJC-STAR★1以上の認証を取得したことが分かる書類（JC-STAR認証マークが付されている製品のカタログやIPAが公表している資料と一致していることが分かる書類等）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	住宅用太陽光発 電システム	電力消費量等計画書（別記様式第15号）	<input checked="" type="checkbox"/>
システムの公称最大出力値の合計出力が確認できる書類の写し		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
発電量を計測する装置の仕様がわかるもの（カタログ等）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定置型蓄電池	【太陽光発電設備が既設の場合】 補助対象設備を設置する住宅が別表第2定置型蓄電池の項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 事業計画書

## 1 住宅用太陽光発電システム

メーカー名	〇〇ソーラー	
型式	SAI-123ENE	
IP通信を用いる製品の有無 ※いずれかに☑	<input checked="" type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない	
公称最大出力 (kW) ※小数点以下第2位を切り捨て	6.5kW	
事業期間	着工予定日	令和〇年〇〇月〇〇日
	完了予定日	令和〇年〇〇月〇〇日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く	(A)	1,500,000円
(A) × 2/3 ※千円未満切り捨て	(B)	1,000,000円
補助金交付申請額 (B) と 80 万円の低い方	(C)	800,000円

## 2 定置型蓄電池

メーカー名	〇〇製作所(株)	
パッケージ型番	CHO-456PDK	
SII 登録年月日	202〇年〇月〇日	
蓄電容量 (kWh)	7.1kWh	
IP通信を用いる製品の有無 ※いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 使用する <input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
住宅用太陽光発電設備 ※いずれかに☑	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設	
事業期間	着工予定日	令和〇年〇〇月〇〇日
	完了予定日	令和〇年〇〇月〇〇日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く	(D)	1,800,000円
(D) × 2/3 ※千円未満切り捨て	(F)	1,200,000円
補助金交付申請額 (F) と 160 万円の低い方	(G)	1,200,000円

銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書

令和〇年〇〇月〇〇日

銚子市長 様

届出者	住所	〒288-0001 銚子市川口町〇丁目〇〇〇番地の〇〇
	(フリガナ) 氏名	チョウ イチロウ 銚子 一郎
	電話番号	090-1234-5678

補助対象設備がリース契約またはオンサイトPPA契約によるものである場合は、事業者が下記「届出者（事業者）」にご記入の上、事業実施先を上記「届出者」にご記入ください。

届出者（事業者）	住所	〒 -
	(フリガナ) 名称	
	(フリガナ) 代表者職・氏	
	電話番号	
	設備導入方法 (契約年数)	<input type="checkbox"/> リース契約 ( 年) <input type="checkbox"/> オンサイトPPA契約 ( 年)

申請書提出後、市よりお送りした、補助金決定通知書の日付・指令番号を記載

令和〇年〇〇月〇〇日付銚子市企指令第〇〇号をもって交付決定又は変更を承認された補助事業が完了したので、銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象設備の種類（該当するものに☑）	補助金交付決定額
☑ 住宅用太陽光発電システム	2,000,000円
☑ 定置型蓄電池	
事業完了日	令和〇年〇〇月〇〇日
市税等納付状況及び住民記録情報 確認同意欄 ※☑が必須 ※自署又は記名押印	☑ 私は、自らの市税等の納付状況及び住民記録情報について銚子市が確認することに同意します。 住 所 銚子市川口町〇丁目〇〇〇番地の〇〇 氏 名 銚子 一郎 生年月日（大正・昭和・平成・令和） 50年 1月 1日 ※いずれかに〇
確認事項 ※☑が必須	☑ 私は、この申請にあたって、当該交付要綱に定める規定を満たしていることを宣誓します。 ☑ 他の補助金の交付は受けません。 ☑ 法定耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録は行いません。 ☑ FIT/FIP制度による売電は行いません。（太陽光発電システム導入の場合のみ）

実績報告書の添付書類

設備の種類	実績報告書の添付書類	購入	リース ・ PPA
全ての補助対象 設備	事業結果報告書（別記様式第16号）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置又は購入に係る経費の領収及び内訳が確認できる書類の写し（補助対象設備の導入をリース及びオンサイト PPA で行う場合を除く。）	<input checked="" type="checkbox"/>	/
	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅用太陽光発 電システム	電力会社が通知または発行する系統連系開始日等が記載されている書類等の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	出力対比表の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定置型蓄電池	太陽光発電システムと直接連系することが確認できる書類（単線結線図等）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備を設置する住宅が別表第2 定置型蓄電池の項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 事業結果報告書

## 1 住宅用太陽光発電システム

メーカー名	〇〇ソーラー
型式	SAI-123ENE
IP通信を用いる製品の有無 ※いずれかに☑	<input checked="" type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない
公称最大出力 (kW) ※小数点以下第2位を切り捨て	6.5kW
工事完了日	令和〇年〇〇月〇〇日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く	(A)      1,500,000円
(A) × 2/3 ※千円未満切り捨て	(B)      1,000,000円
補助金交付申請額 (B) と 80 万円の低い方	(C)      800,000円

## 2 定置型蓄電池

メーカー名	〇〇製作所(株)
パッケージ型番	CHO-456PDK
SII 登録年月日	202〇年〇月〇日
蓄電容量 (kWh)	7.1kWh
IP通信を用いる製品の有無 ※いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 使用する <input checked="" type="checkbox"/> 使用しない
住宅用太陽光発電設備 ※いずれかに☑	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設
工事完了日	令和〇年〇〇月〇〇日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く	(D)      1,800,000円
(D) × 2/3 ※千円未満切り捨て	(F)      1,200,000円
補助金交付申請額 (F) と 160 万円の低い方	(G)      1,200,000円

銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付請求書

年 月 日

銚子市長 様

実績報告書提出後に発行する確定通知書の日付・達番号になりますので記載しないでください

請求者 住 所 銚子市川口町〇丁目〇〇〇番地の〇〇  
氏 名 銚子 一郎  
電話番号 090-1234-5678

年 月 日付銚子市 達第 号で額の確定のありました補助金について、銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 2,000,000 円

2 振 込 先（請求者本人名義の口座を記入。リース・PPAの場合は、事業者名義の口座を記入）

銚子		銀行・金庫 組合・農協			本店・支店 出張所		
預金種類	口 座 番 号						
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	チョウシ イチロウ						
口座名義人	銚子 一郎						

申請者様以外の名義で請求いただくことは出来かねますので、ご了承ください。